

令和5年度  
おさひめチャイルドキャンプ 運営方針

## 1、基本方針

おさひめチャイルドキャンプが大切に育んできた、子どもと養育者(職員)の日々のいとなみである「個別的養育機能」をさらに強化する。また、その基盤には「支援拠点機能」がある。

個別養育機能と支援拠点機能、地域の要保護・要支援児童等の支援にあたる「地域支援機能」、これら3つの機能を充実していくことを基本方針とする。

また、社会的養育推進計画により、「小規模かつ地域分散化された生活単位」「多機能化・高機能化された生活単位」を進める。

### (1) 個別的養育機能

- ① 専門的支援機能
- ② 親子関係支援機能

### (2) 支援拠点機能

- ① 施設養育者・支援者の支援機能
- ② 機関連携機能

#### ③ 人材育成

### (3) 地域支援機能

- ① 要保護児童等への予防的支援機能
- ② 一時保護機能

## 2、社会的養育推進計画

### (1) 小規模かつ分散化された生活単位 (江戸町2丁目)

- ① 小規模グループケア (別棟)

#### ア、個別的養育機能

6名×3ユニット(18名)

その他 自立生活支援室(ステップアップルーム)

### (2) 高機能化された生活単位 (仲ノ町305番)

- ① 小規模グループケア (施設本体)

#### ア、個別的養育機能

6名×2ユニット(12名)

- ② 管理棟

#### ア、地域支援機能

- ・**子育て短期支援臨時特例事業**
- ・学童クラブ(学童保育) 長期休暇期間中
- ・飯田市母子ショートステイ事業
- ・(ショートステイ・トワイライトステイ)

#### イ、専門的支援

- ・**心理療法担当職員の複数配置**
- ・里親支援 里親支援専門相談員の配置
- ・自立支援担当職員の配置

- ウ、親子関係支援
  - ・親子訓練室 定員 1~2 世帯
- エ、アフターケア
  - ・退所児童の宿泊室の整備

### 3、重点事項 「子どもたち一人ひとりのニーズに応える施設づくり」

- (1) 入所児童の権利擁護の取り組み強化
  - ①「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を通じて入所児童の権利擁護に努める
  - ②全国児童養護施設協議会「人権擁護のためのチェックリスト」の活用
- (2) 基幹的職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、個別対応職員、自立支援担当職員等 専門職の活用
  - ① チームケアを行う体制
  - ② 心理的ケアや治療を必要とする子どもたちに対し、医療機関や関係機関との連携を強化し、専門職種の体制整備を図る
  - ③ **人材確保のためのインターンシップ制の導入**
- (3) 継続的・安定的な環境での支援の確保
  - ① 施設本来の役割の充実を図り、入所中(インケア)から退所後(リービングケア)の家庭や子どもに対する支援
  - ② 自立支援担当職員を中心に、退所した児童が自立した社会人として生活できるよう、アフターケアの充実 ソーシャルスキルの向上 ライフストーリーワークの実施
  - ③ 大学等進学者へ当法人「長姫福祉会奨学金」の運用 (運用開始 **8年目**)
- (4) 自己評価を実施し改善事項に取り組む
  - ① 事業計画と結果の整合性
  - ② 人事管理と職員の質の向上に向けた体制 キャリアパスの導入と数値化
  - ③ 安心・安全な養育支援
- (5) 地域支援事業
  - ① 長野県外からの一時保護や入所依頼に対し可能な限りの対応
  - ② 児童相談所からの一時保護の迅速な対応
  - ③ (ショートステイやトワイライトステイの利用)
- (6) 事業継続計画(BCP)の作成と実施
  - 基本方針 人命の安全(入所児童及び職員)、社会的な供給責任、法人の経営維持  
地域等との協調、二次災害の防止
- (7) マニュアル・カリキュラムの整備と活用 (別冊)  
処遇向上には、施設内における情報の共有化と記録・文書の整理が重要である。さらに「計画立案----実施----チェック----改善の実施」といった流れの中で、職員一人ひとりの技術の確認・点検をする上でも、各種マニュアルを整備し「福祉サービス」の向上に努める